

法律知識 No.82

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

SNSを見ていると、テレビで放送された番組をスマホのカメラで撮影して投稿している人がいます。何らかの罪に問われたりしますか。



A

放送事業者が行う放送行為は著作権法で著作隣接権として保護されており、勝手に、放送に係る音や映像を、録音、録画、写真撮影などして複製することはできないことになっています。

複製を行うなどして著作隣接権を侵害した場合、刑罰も科されます。法定刑は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金あるいは懲役と罰金の併科です。

ただし、著作権法では、複製を行っても著作隣接権の侵害とされない場合が定められています。

今回は、引用に当たり、著作隣接権の侵害にならない可能性が考えられます。

引用とは、紹介、参照、論評そのほかの目的で自己の著作物に他人の著作物の一部を採録することをいいます。適法な引用となるための要件は、引用する著作物などが公表されたものであること、引用されている部分が明瞭に区別して認識できること、引用する側が主、引用される側が従となっていること、などです。動画配信プラットフォームなどのSNSで、自己の論評を公開する際に、短い時間、テレビ番組からの引用であることを示して、参考資料として必要な範囲で使用するような場合には、適法な引用として著作隣接権の侵害とはならず、罪に問われることもないものと思われます。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 12月4日(月)、1月15日(月)
- いわき出張所 12月12日(火)、12月26日(火)
1月9日(火)、1月23日(火)
- 二本松出張所 12月19日(火)、1月16日(火)

ここからは広告です。

